

別海町議会会議録

第2号（平成25年12月11日）

○議事日程

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

一般質問

① 1番 木嶋悦寛 議員

② 15番 中村忠士 議員

③ 9番 瀧川榮子 議員

○会議に付した事件

日程第 1

会議録署名議員の指名

日程第 2

一般質問

① 1番 木嶋悦寛 議員

② 15番 中村忠士 議員

③ 9番 瀧川榮子 議員

○出席議員（17名）

1番 木嶋悦寛	2番 松壽孝雄
3番 森本一夫	4番 今西和雄
5番 西原浩	6番 杳澤昌廣
7番 小林敏之	8番 安部政博
9番 瀧川榮子	10番 山田信
12番 松原政勝	13番 戸田博義
14番 戸田憲悦	15番 中村忠士
16番 佐藤初雄	副議長 17番 安田輝男
議長 18番 渡邊政吉	

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長 水沼猛	副町長 磯田俊夫
教育長 真籠毅	代表監査委員 鈴木英世
監査委員 下川原洋	総務部長 竹中仁
福祉部長 佐藤次春	産業振興部長 有田博喜
建設水道部長 小西健夫	教育部長 藤原繁光
監査委員事務局長 宮部正好	農委事務局長 佐々木勉

病院事務長	佐藤一彦	会計管理者	半田雅代
福祉部次長	佐藤英敏	福祉部次長	田保圭乙
産業振興部次長	佐藤則夫	産業振興部次長	竹内伸康
総務課長	佐藤告	総合政策課長	浦山吉人
財政課長	河嶋田鶴枝	税務課長	宮越正人
町民課長	三戸俊人	福祉課長	佐藤英敏
福祉課参事	今野健一	特養建設準備室長	田保圭乙
保健課長	門脇芳則	農政課長	山崎茂
水産みどり課長	佐藤則夫	商工観光課長	大槻祐二
学務課長	中谷隆弘		

○議会事務局出席職員

事務局長 登藤和哉 主 幹 山田一志

○会議録署名議員

6番	沓澤昌廣	7番	小林敏之
8番	安部政博		

◎開会宣告

- 議長（渡邊政吉君） おはようございます。
ただいまから、第2日目の会議を開きます。
ただいま出席している議員は、17名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（渡邊政吉君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は会議規則第126条の規定により、議長において指名いたします。
6番杵澤議員、7番小林議員、8番安部議員、以上3名を指名いたします。

◎日程第2 一般質問

- 議長（渡邊政吉君） 日程第2 一般質問を行います。
質問の通告がありますので、順次発言を許します。
初めに、1番木嶋議員。質問者席にお着きを願います。
なお、質問は一問一答方式でございます。
- 1番（木嶋悦寛君） おはようございます。
通告に従いまして、質問させていただきます。
中小企業振興における産業間連携についてです。
本町では平成21年に中小企業振興基本条例が制定されました。町村レベルでは全国初の制定であり、地域振興施策の大幅な前進が期待できる場所でありました。
ただ、この条例は理念条例であり、条例をつくったからといって自動的に地域経済がよくなるわけではありません。地域の現状把握と地域振興のかなめとなる行動指針は、地域振興政策実現に向けての重要な指標となります。
- 基本条例の制定から4年が経ち、ようやく行動指針が示されましたが、地方交付税の減額、消費税増税、不透明なTPP交渉への参加など、地域経済を取り巻く環境は大きく変わろうとしています。
- 第1次産業の生産高が500億円という本町において、産業間連携を推進し、地域内循環、再投資力を強化することは、激変する経済環境に対抗するための強い基盤をつくる上で、欠かせないことであることは言うまでもありません。
- そこで、次の3点について質問します。
- 昨年2月に、京都大学岡田教授を筆頭とする調査チームにより報告された、別海町の中小企業振興及び再投資力強化に関する調査報告書に基づいた本町の現状分析から、行動指針はまとめられているかと思われまます。
- しかし、報告書にもあるように、すべてのデータを網羅しているわけではなく、最も重要であると考えられる産業連関について、データが不足していると考えられます。
- 行動指針では、これから調査等を行うとされていますが、本来は現状分析がなされた上で行動指針が示されるべきと考えますが、このことについて、どのような見解をお持ちでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） はい、町長。

○町長（水沼 猛君） おはようございます。

木嶋議員の質問にお答えを申し上げます。

まず、中小企業振興基本条例。これについては、当然理念に基づいた条例でございます。したがって、行動の指針を作成し、それに基づいて具体的な振興策をつくっていくという、そういう流れであります。

行動指針につきましては、ことし1月に町内の各団体から推薦をいただきました16名と、一般応募されました1名を加え、総勢17名で構成されました別海町中小企業振興検討会議において議論を重ねていただき、6月に策定いたしました。議論いただいた検討委員の皆様には、大変感謝しているところでございます。

さらに9月には、町長の付属機関として別海町中小企業振興審議会を設置し、中小企業振興策について調査審議をし、意見をいただいております。

今後は、行動指針に基づき施策を展開していきますが、この中には地域経済の調査研究も含まれており、検討会及び審議会の皆様には、継続して中小企業振興策について協議、検討していただくこととしています。

その中で、必要とあれば行動指針を修正、変更することについても検討されることと思っておりますし、ぜひ御理解をいただきたいと思っております。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 私が申し上げているのは、要するに行動指針そのものというのは、あらゆる根拠に基づいてつくられていくものであるということです。

それにもかかわらず、大事な部分がデータがないのにもかかわらず、その行動指針だけ先に示されてしまっているということが、問題であると考えているのです。

それをどのようにとらえているのか。これからやっていくということではあるかもしれないですけども、まずそれをやって、それから行動指針があるべきであると思うのですね。その辺の順番が違っていると思うのですね。

それを、どういうふうにとらえているかということをお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 木嶋議員おっしゃっていることも、それは確かにそういうこともあるかもしれませんが、しかしながら、今さまざまところで地域経済自体がですね、全体がいろいろな変化もありますし、その時々、それぞれに合った政策を考える場合に、その実態の調査を含めてしなければならないということは当然であります。

したがって今後の中で、それらについても必要があるものについては十分調査をしながら、そして具体的な振興策を考えていく。当然のことだと思いますので、それは今後この中でしっかりと調査も含めてやっていくことになる、そのように思います。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） ちょっと、そもそものことを伺いますが、産業連関構造という、そのものがどういうものであるかということをお伺いして、お話をされているのかというのをちょっと伺います。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） まず、産業連関構造ということですが、議員の質問の中でお話があったように、京都大学のほうで中小企業振興及び再投資力強化に関する調査報告書、これらをいただいたわけがあります。

その中でもですね、別海町については、もちろん基幹産業であります酪農・漁業、この1次産業を基幹として、今政策的にもそれなりに重点を置いてやってきたという中でありますが、この産業の、いわゆる別海町の全体の地域経済の中では、やはり基幹産業であります酪農・畜産、さらには建設でありますとか、いろいろな小売でありますとか、卸でありますとか、製造業でありますとか、また医療・福祉まで含めて、それらが複合的に相まって、この地域経済、雇用でありますとか、地域経済を支えてきた。これが実態ということなのですね。

したがって、基幹産業であります酪農・畜産、これが大体4割。それから、そのほかに役場も含めてですね、いろいろな地域のいろいろな経済主体含めてですね、それが6割ということになります。

そういう中でも、圧倒的に中小企業というものが大きな役割を占めている。そういう実態があって、それをどうやって地域内で活用していくのだと、その中には関連、連携、連関というのが極めて重要である。これはしっかりと我々が思っ、それは当然、私も以前からそういう話で中小企業振興をしっかりやっていかなければならないと、そういうことで今取り組んできておりますので、そのことについては十分認識をした上で、お答えをいたしております。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） それは、あくまでも概念的なことを今おっしゃっていますよね。

そうではなくて、要するにデータですよ。行動指針ですから、行動を起こしたのが指針ですから、はっきりした裏づけが必要なわけですよ、数字としての。

要するに今、私が言っている構造連関というのは、きちんとしたクラブにあらわされるもので、要するに産業ごとではなくて、一つの業態ごとで、それがどのように関係しているのか、要するに取引高がどうなっているのかということをもとめた表なのですよ。

それが政府でももちろん、これは全国のもの示していますけど、各地方のものはないのですよね。それをまずやってということは、これ何年か前に申し上げているのですね。同友会からも、そういう要請をしているはずなのです。

そういう中で、そういうデータをもとに、この行動指針はつくられるべきだと言っているのですけど、たぶんそういう意味で、そのもの自体をごらんになったことも、もしかしたら、ないかもしれないですよ。

ですけれども、そういうデータをもとにして、つくり上げていくのだということ、これが大事だというふうに考えていますので、これぜひですね、今もう行動指針できていますので、これから調査ということになってくると思いますが、その調査の中でも、この調査だけは膨大なデータ量が必要で、なおかつ時間もかかりますので早急に進めてほしいなというふうに考えております。

そういうものがあるのだということを理解していただきたいなど。そういうものに基づいてやっていくと。岡田教授のまとめた調査報告書、この中にはそれが入っていないのですよ。それは、この中に書いてあります。それについては、やっていません。だから、それをまずやらないと行動指針はつけれないはずなのです、本来は。ですから、それを申し上げているのです。

それを今ここで突き詰めても、ちょっと堂々めぐりになってしまいますので、次の質問をしたいと思います。

行動指針というのは、町内すべての産業についての指針であるはずが、福祉、医療、教

育、環境保全についての記述が見当たりません。

福祉、医療、教育、環境保全はそれぞれが特殊ではありますが、経済の主体として事業活動を行っております。地域振興の重要な部分であると考えられ、行動指針の中で他産業との関連や位置づけを明確にする必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） 木嶋議員の御質問にお答えいたします。

御指摘の分野においても、町の産業にとって重要であるというふうに考えております。

6月に策定しました行動指針のサブタイトルにもありますように、地域振興、雇用確保、税収の増加、教育・福祉の発展に向けてとあります。町内のあらゆる経済団体が中小企業を振興するための振興政策を、関係各位と協力しながら推進していきたいというふうに考えております。

また、先ほど町長のほうからも申し上げたとおり、この行動指針は、各関係団体からなる検討会議等において、今後とも協議検討していくというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） それは検討していくということで、現在そういう行動指針にうたっていないということに対して、どういう考えをお持ちなのでしょう。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） ことし6月につくりました行動指針につきましては、あくまで中小企業を主として、その振興策について明記しております。

先ほど申し上げましたように、サブタイトルについても、こういったいろいろな問題といますか、分野があるということで、これについては範囲が広いため、継続して協議をしていくというふうに考えております。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 中小企業というくくりが、どういうふうな定義になっているのかということ、まず多分認識が違うのだろうなというふうに考えます。

要するに福祉の分野もそうだし、教育の分野もそう、それこそ言及すれば役場もそうですよね。これら一つの経済団体としての十分、中小企業の一部ではないかなというふうに考えます。病院にしてもしかりですね。

ですから、そういうところで考えたときに、なぜ部分的なことで発想するのか。何で初めから全体について考えていかないのかなというところが、ちょっと不思議でならないということで、この行動指針、非常に突っ込みどころが満載というかですね、そういう意味で、いろいろな欠けている部分がたくさんあるなという感じがしますので、もし修正していけるのでしたら、ぜひ審議会にかかわらずですね、どんどんいいものに変えていけるような取り組みにしてほしいなと考えますが、町長はいかがですか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

先ほども言いましたように、いろいろな中小企業がございます。その中には当然、企業と言っているのかわからないところもありますけれども、先ほど言った福祉関係でありますとか、教育もそうですし、いろいろなサービス業がありますよね。そういう福祉だとか医療なども含めて複合的に、この地域内の地域経済を支えているんだよということはどうなっているのですね。

したがって、そういう中で今後それらを含めたことも当然、地域の経済を支える、雇用を支えるという意味では当然そういうことでもありますので、指針についてもですね、もしそういうことで不足しているところ等々、変更したほうが良いということであれば、当然これからの会議の中で、それは変更しても何ら問題ないことだと思っています。

いずれにしても、そういうことで、この趣旨、目的に沿ってですね、そして最終的な中小企業、そして町の経済、地域全体を向上させていくのだと。そのことによって、ある意味福祉が向上していく、教育も向上していく、そういうつながりも当然あるわけありますので、そういうことで今後必要であれば変更もしていく、そういうことでこれから検討されるものだと思っています。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） そういったところでですね、先ほど言った福祉ですとか、教育ですとか携わっている、雇用されていると言ったほうが良いでしょうかね。人数もこれ莫大な数で、役場も含めれば相当な経済の中心の部分になると思います。

ですから、行動指針の中には、はっきりとその位置づけを明確にしていくということが大事だと思いますので、ぜひよろしく願いいたしたいと思います。

3番目の質問です。

第1次産業の6次化推進も含めて産業間連携を深めるためには、行政側にも専門に支援する体制が必要であることは、以前この場でも申し上げてきました。

行動指針による政策推進、産業間連携の調査研究のためにも、独立した部署として仮称産業連携室の創設が必要と考えますが、町長の見解はいかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 行動指針による政策推進、産業間連携の調査研究のためにも、独立した部署として産業連携室の創設についてでございますが、町の経済発展のためには、農業、漁業、商工業の連携をさらに深めていくことは当然必要である。そのことは先ほども述べたところであります。

現在、この産業について、町においてこれを担っているのが産業振興部であり、情報の共有など、農政課、水産みどり課、商工観光課のより一層の連携強化に努めることが重要であると認識しており、現在のところ産業連携室の創設については考えていませんが、いずれにしても関係部署間での連絡調整等を行う体制については、これから検討してまいります。そのように思っております。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 先ほどから行動指針の話なのですが、その内容は不備と言いながら、これは本当に重要な部分が網羅されています。

これだけ重要なことをこれからやろうとしているのですよね。それを単純に連携を強化するというだけでいいのかなと。実際にはそこを中心に、どこかを中心にして考えていくと。

要するに各部署間、これは今、産業振興部だけの話になっていますけども、実際には福祉ですとか、教育委員会ですとか、いろいろなところに関連してくるわけです。そうしたときに本当に拡大会議だけで済むのかなと。連携だけで進んでいくのか。中心となって進めていく部署をつくって行って、そこがきちんとそのデータを取りまとめたりだとか、発信したりだとかということやっていく。そういうところがなければ、きっと、この行動指針の実現というのは遠いのではないかなという感じがしますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 木嶋議員の御質問のことについて、我々もそのことについては考えておりますし、先ほどもこの行動指針の中で、各産業団体含めて、それから行政と一緒にですね、それらの構成によります、いわゆる産業連携会議、これの創設をこの指針の中でも目指すということになっております。

当然そういうことでありますので、行政の中でも基幹産業と商工業にとどまらず、ただいま木嶋議員おっしゃいました、そういうことも当然必要になりますので、その機能を有するような町の体制の整備、これは当然、その会議の創設に当たっては必要になることでありますので、今後その中で考えていきたい。そのように思っております。

○議長（渡邊政吉君） 木嶋議員。

○1番（木嶋悦寛君） 他の自治体でもですね、積極的にそういう産業連携室というのをつくっていく方向にあります。

ただ、見ていると、やはり本当の1次産業の中とか、あとは商工業とのそういう狭い範囲での連携なのですよね。でも、これからやっぱり必要になってくるのは、もっと広い範囲での連携というのが大事になってくると思います。

これは、やはり単純に中小企業振興というよりも、これはまちづくりなのですね。まちづくりであって、そうしたところの中心になる部署をきちっとつくっていく。それは間違いなく大事なことだと思いますし、そうしていくことによって携わる人たちの意識も変わってくるし、町の全体の意識も変わってくると思います。

これから、まだ課題が本当に山積しているような状況の中で、やはりそれを専門的に考えていく、ずっとやっぱり考えていってもら。会議というのは集まったときだけですから、そうではなくて、ずっと考えてもらう部署をつくっていくことが大事になってくると思いますので、ぜひその辺、推進していただけるようお願いしたいと思います。

これで質問を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 以上で、木嶋議員の一般質問を終了いたします。

○議長（渡邊政吉君） 次に、15番中村議員。質問者席にお着きを願います。

なお、質問は一問一答方式でございます。

○15番（中村忠士君） 通告に従いまして、大きな項目で3点質問をさせていただきたいと思っております。

まず1点目ですが、森林の保全整備、育成についてであります。

その1点目として、当町の森林面積は平成20年4月段階で3万7,589ヘクタール、町の総面積比で28.5%でしたが、平成24年4月段階では3万7,142ヘクタール、総面積比28.1%と減少しています。

面積では447ヘクタール、比率で0.4ポイント減少していますが、毎年造林事業を実施しているにもかかわらず、減少したのはどうしてだろうかということでもあります。

お答えをいただきたいと思っております。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） 中村議員の御質問にお答えいたします。

当町における森林面積は、大きくは平成20年度から21年度にかけてまして、397ヘクタール減少しています。このうち、防衛事業に係る移転措置事業の関係によりまして、平成20年3月に296.84ヘクタールが民有林であった森林、それが国有地に変更となったため、現況では森林としてそのまま残っているのですが、統計上は森林から外れた

ということで減少しています。

また、平成19年度から森林調査簿の見直しがされまして、特に平成20年3月に調査簿の訂正などによりまして、90.78ヘクタールが減少をしています。

これらを合計しますと、平成20年3月末時点では387.62ヘクタールが減少したという結果になりました。

それ以外に、9.38ヘクタールが減少したというふうになっているのですが、その要素につきましては、道路用地あるいは農地への転用、そういったものが大半を占めている状況となっております。

また、毎年造林事業を実施しているのに、森林面積が減少しているという点でございませうけれども、町有林につきましては関係諸団体による各種植樹活動、それや町植樹祭等の取り組みを通じて森林率の向上に努めてきております。

しかし、国、道の造林補助事業による造林箇所につきましては、ほとんどが再造林という形になります。

また、民有林につきましても町有林と同様に、国、道の造林補助事業や町の補助事業、そういったものを活用した中で再造林を呼びかけているところではありますけれども、現実として、なかなか植栽の拡大が図られないというのが現状でございます。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 項目変更といいますか、そのことによって数的に減ったという御説明でしたけれども、その点を考えてみても、やはり減少しているということでありませう。

そこで、さらにちょっと立ち入って御質問したいわけですが、先ほど造林事業をやっていると、いろいろなボランティアも含めて、非常に盛んにやっているというお話でありませう。

計画で見えていくと例えばここに、ことしのしごとという計画書が毎年出されるわけですが、それからとってみても平成21年度には79ヘクタール、それから平成22年度には81ヘクタール、23年度には134ヘクタールの造林をするという計画になっておりませうね。

それが、どの程度を実際に行われたのかということ、ちょっと確認をしたいわけですが、どうでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） 森林の植林の実績ということですが、平成25年度に実際に木を植えた新植、あるいは先ほど言っています補植、それらについて25年の実績をお知らせします。

新植ということで、新たに植えたものについては27.1ヘクタール、そして補植という形では9.2ヘクタール、合計で36.38ヘクタールになっています。

先ほど言いました新植の27.1ヘクタールのうち、面積として拡大している分については1.84ヘクタールです。

ですから、全体で言いますと36ヘクタール木は植えているのですが、区域として拡大したのは1.8ヘクタールだけという形です。ですから、森林は植えても植えても、なかなかふえていかない。区域として広がっていかないという形になります。

参考に24年でも同じことが言えるのですが、全体34ヘクタールのうち、新たな区域

としてふえたのは3ヘクタールという形で、町有地あるいは民有地、先ほど申し上げましたように土地の所有者の了解を得ながら、そういった区域の拡大に努めておりますが、なかなか進まないというのが現状でございます。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 植えても植えても、造林事業やってもやってもふえていかないという実態が今述べられたので、木のあるところに、今まで森林だったところにもう1回造林をしていくというようなことをずっと続けているのかなということで、新たな面積がふえていかないという事態が述べられたわけですね。

そこで、2番目の質問に入ります。

平成19年度から実施の森林整備計画が、5年経過した段階で見直しが行われたというふうに理解をしています。

平成19年からの5年間の反省に基づいて課題が整理され、新たな目標が設定されたものと考えていますが、見直しの際に何が課題だと認識され、どういう目標を設定すべきとされたのかを教えてくださいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） 質問にお答えいたします。

森林整備計画につきましては、今議員おっしゃられましたように5年ごとに見直しを行っておりますが、平成23年4月に森林法が改正されまして、市町村森林整備計画が地域の森林のマスタープランとして位置づけられたところでございます。

それによりまして、実効性のある整備計画とするため、新たな計画策定についての内容が示されまして、策定後は森林施業の規範としての的確に運用するとともに、高いレベルの計画の作成が必要というふうに考えています。

従来のように計画書のひな形をベースとした作業ではなくて、地域事情を反映したしつかりとした検討・作業体制をつくって対応していきたいというふうに考えております。

このことから、平成23年度に根室振興局の林務課、あるいは森林室等と協力して連携体制を構築の上、市町村森林整備計画達成のための作業チームというものを設置しました。

本町としては、河川周辺の環境整備をテーマとする新たなゾーニングの導入に取り組むこととしました。

その具体的取り組みとして、水辺における生物多様性保全の観点から森林の保全に配慮した施業を推進するとともに、濁水発生の回避を図る施業を推進とする生物多様性ゾーンと言いまして、水辺林タイプ、こういったもの設定を行っています。

現在、水辺林設定区域につきましては、西別川・風蓮川流域等の町有林を対象としまして2,034.34ヘクタールを設定しています。

今後につきましては、町有林だけでなく、農地と隣接する民有林についても所有者の同意を得て、水辺林の指定拡大を図るとともに、森林の保全に配慮した森林整備の推進に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） その基本理念はいいですよ。

そこでお尋ねしたいのだけれども、施業計画の中には造林、下刈り、間伐、枝打ちなどの項目に分かれているというふうに思いますけれども、それぞれの項目ごとに数値はあるのかということですね。

それから総体として、森林率をどこまで上げるのかという目標の数値はあるかということをお尋ねします。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） お答えいたします。

それぞれの分野における目標数値というものは設定しておりません。

あと、森林率をどうやって上げていくのか、具体的な森林率というものについても設定はしておりません。

過去に40%、50%という時代もございましたが、現在は大体28%ということで、一時よりは回復してきたのかなと思いますけれども、具体的な設定はしておりません。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 4年前にも同じ質問したのですよ。

それで、数値を示さなかったら具体的に進んでいかないということを指摘しました。にもかかわらず、4年たっても全然変わっていないのだなというふうなことを改めて思ってしまったわけですが、これはぜひ、きちっとした目標数値を決めてね、それはできるかできないかというのは、いろいろあるだろうと思うのですけれども、それに向けて具体的に努力をしていくということが必要ではないかというふうに思います。

それで、この目標数値を掲げるっていう問題についてですね。これは4年前の水沼町長の御答弁ですが、目標に向かって進むためにも、やっぱり数字というものはある程度必要なものだと思うと、ぜひそういうふうな方向で検討してまいりたいというふうに御答弁されています。

それにもかかわらず目標数値が出てないというのは、一体どういうことかということをおちょっと御説明ください。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） そういう答弁をさせていただきました。

当然我々もできることであれば、そういう目標を設定して、それに向けて取り組んでいく。こういう環境を整えば一番いいとは思っております。

しかしながら現在のところ、いろいろな取り組みによっても、なかなか全体の森林率が思ったように上がっていく状況にはないという、そういうところがあることは事実であります。

いわゆる別海町の土地環境ですね、やはり平らなところに農地開発が大々的にされてきたという状況の中で、やはり農地との関係、いろいろな状況がありまして、目標掲げたいけれども、なかなかそれが達成できるかという、いろいろな条件をクリアしていかなければならない。それがハードルが高いという状況もあります。

ぜひ、それはこれからも森林率をやはりふやしていく。このことが環境を保全、そして再生していく、河川環境含めて、まさに森・川・海は、やはりこれは一体だという中でやっていく。

この方針はしっかりとやってまいりたいと思いますが、それをやはり町民の皆さん含めて、皆さんに理解をいただきながら、農地の地権者等含めて、いろいろな皆さんに協力を

いただきながら取り組んでいかなければならないと思いますが、それらの目的、そして、どうしてこういうことをしなければならないのかということも含めて、十分理解をいただきながら、それを進めていくということになりますので、今後とも理解いただくような形で、そして町もしっかりと努力をしていく、いろいろな皆さんに協力をもらいながら努力していくということで取り組んでまいりたい。

そのように思っております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 町長がおっしゃったように、非常に重要な課題でありますね。

海と平野部を結びつける環境の面でもやっぱりかなめをなす問題だと思います。産業的にもかなめをなす、環境的にもそうだし、産業発展の上でもかなめをなす事業だというふうに思います。本腰を入れて取り組んでいくということが必要かというふうに思いますが、まだそういうふうになってないのかなというふうな印象を持ちました。

ぜひ、私も努力しますから、町当局も頑張ってくださいなというふうに思います。

3点目の質問ですけれども、そういう事業を支える上で担い手、その事業を担っていく人たちの問題です。

森林組合で働く人は、平成12年には職員、直営作業員を含めて51人いたというふうにお聞きしています。これは当時の産振部長のお話ですが、51人いたというふうにおっしゃっているので、いたのだらうと思います。

平成21年には22人に半減し、現在では十数人というふうにお聞きをしています。

町は、林業の担い手をどう育てようとしているのかということについて、これまでの取り組みと今後の方針を含めて、お聞きしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） お答えいたします。

第6次総合計画にも掲げておりますが、保安林や河川周辺の計画的な森林整備の促進と森林の保全に努めていくためには、森林組合等含めました林業の担い手の育成、それと森林の持つ多くの機能を活用した活力ある山村地域の活性化というものが必要と考えています。

これまでの取り組みといたしましては森林作業員の就労の長期化、それと通年化による所得の向上、就業条件の改善、そういったものを図ることを目的としまして森林作業員就業条件整備事業、これによりまして奨励金の一部を町としても助成をしているところでございます。

具体的には、森林就業者の減少と高齢化が進む中、森林整備の担い手を確保、育成するためには、林業就業に強い意欲がある方を現場技能者育成対策事業によりまして研修生として受け入れし、現在3名の方が研修を行っております。

町といたしましては、町有林を育成研修場所として提供し、森林整備等の作業に必要な技能・技術を習得する者に対して、支援等をしているところでございます。

なお、今後も引き続き、将来の森林の担い手になるために必要なさまざまな機能を身につけられるよう、体系的に研修プログラムがつけられております緑の雇用現場技能者育成対策事業、こういった制度を活用して、未経験の方でも森林の仕事につき、林業就業に必要な技術を学んでいただき、現場作業員としてのスペシャリストになってもらえるよう支援していきたいというふうに考えております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 研修生3人を受け入れて養成というか、担い手を育成といいますが、そういう事業をやっているということですが、平成21年度だったかなと思うのですが、その前後で森林作業員長期就労促進事業というのをやっていたと思うのですね。

これの成果といいますか、どういう成果があったのか、ちょっとお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） 今、中村議員がおっしゃいました平成21年ころから始まっているという話でしたが、それが先ほど言いました現場技能者育成対策事業ということで、研修生3名が今現在いるというものが、21年から続いてきているという現状です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） これには、いろいろなことが絡みますよね。

要するに森林組合として営業として成り立つかどうかということを含めて、いろいろな問題がありますから、そう簡単な問題ではないというふうに思うのですが、きょうは時間がないので、その林業が経済的に成り立っていくかどうかという問題についても、ぜひ町長も含めて、産振部長も含めてですね、ぜひ議論をしていきたいというふうに思っています。

ぜひ、今やっている事業を拡大強化していく方向で努力をしていただきたいというふうに思います。

4番目の質問に入らせていただきます。

最近の爆弾低気圧等の暴風によって相当数の倒木があり、中には道路に倒れて交通が遮断される事態も発生し、大変危険な状況であります。

対策についてどのように考えておられるか、お聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） お答えいたします。

倒木の関係でございますが、特にことしは台風の発生などが多く、9月16日の台風18号では、町が所有する林道5路線のうち、2路線が決壊するなどの被害を受けました。

その後、10月16日から17日にかけての台風26号のときには、美原地区を中心としまして保安林に相当数の倒木被害が発生しました。また、11月10日の低気圧時においても、町のほぼ全域にかけて倒木等の被害が発生しています。

町有林につきましては、早急に根室振興局と現場を検証して、危険性の有無も含め被害状況等の確認を継続しているところでございます。

なお、町有林に面した町道・林道等において倒木被害が確認された場合には、早急に対応することとしております。

倒木等の被害を受けた区域の対応につきましては、普通林は保険対象外であり、また保安林につきましても、治山事業での復旧が対象外となっていることから、平成26年度以降、順次、森林環境保全事業を使いまして、被害地造林事業として再植栽を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 特に、きょうですね、その道に倒木することによって大変危険な状況が生まれると、今回生まれたわけです。

町の公表している資料によると、11月10日に倒木によって道路通行の障害が10カ所で、そういう状況が起きたというふうに公表されています。

伐期がきているのに、町道付近の町有林等が手当てされていないというような実態はないのかどうか、ちょっとお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） 町有林につきましては、伐期に来ているものもございませう。ただ、その辺の調査は今やっている、継続中ということでございませう。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 議会報告会でも、これ非常に危険だからということでの御指摘が町民のほうからありました。ぜひ、しっかりした調査をして、そういう伐期が来ている部分について、放置されるというようなことがないような対策をです、ぜひとっていただきたいと思ひます。

5点目の質問に入らせていただきます。

森林に親しみ、森林を大切にすることが育ってほしいと願っています。

これまで学校教育や社会教育では、どのような取り組みがされてきたでしょうか、お聞きします。

○議長（渡邊政吉君） はい、教育長。

○教育長（真籠 毅君） 中村議員の質問にお答えします。

これまで学校教育や社会教育において、どのような取り組みがなされてきたのかという御質問でございますが、教育委員会としましては食育並びに木育が注目され、子供を初めとするすべての人が木を使って感じて、さらには使っていくことを通じて、人と木や森とのかかわりを主体的に考えられる豊かな心を育てることが大切だと考えております。

取り組みの状況であります、各学校におきましては環境整備の一環として、苗木の補助をいただき植樹をする。さらには、別海町植樹祭等にあわせて記念植樹を行う。別海町林業振興対策協議会で発行しましたふるさとの森の冊子等を活用して、自然学習事業を実施するなどが実際にあります。

また1団体であります、みどりの少年団を結成し、環境活動も含めた植樹活動等を行っております。

今後におきましても、森林を活用したフィールドワーク事業の導入、また改築する学校等の木質化に向けた施設整備も考慮しながら、木とふれあい、木に学び、木と生きることをテーマに、積極的に今後も取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） みどりの少年団のお話が今出ました。

それで現在です、みどりの少年団はどのぐらいの活動をされているのか、人数も含めて、ちょっとわかれば教えていただきたいと思ひます。

○議長（渡邊政吉君） 教育部長。

○教育部長（藤原繁光君） みどりの少年団の事業内容等についての御質問かと思ひますけれども、みどりの少年団につきましては、尾岱沼の野付のほうにつくっております、その事業の内容といたしましては、別海町の植樹祭への参加あるいは交通安全街頭啓発等、みなと公園の植樹、清掃活動、野付半島の除草除去作業、花壇整備等々でございませう。

構成メンバーにつきましては、団長、指導者、指導者につきましては8名ほどになっております。その構成メンバーについては67名となっております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 平成7年から、この野付のみどりの少年団の活動が開始されたというふうに私は理解しているのですが、大変すばらしい活動というふうに思います。

それを全町的に広げる、あるいは同じではなくてもいいのだけど、こういうような活動を広げていくという考え方があるのかないか、ちょっとお伺いします。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（真籠 毅君） 町内にまだたくさんの地域があつて、そういった子供たちにも、そういう少年団をつくっていけないかというお話だと思うのですが、野付の場合には、いろいろな流れがあつて、そういう団体、大人数で今まで培われてきたものがあると思うのですが、なかなか現状では、ほかのほうにも飛び火をしないという状況です。

先ほど言いましたように、フィールドワークの事業展開も含めてありますので、できればそういった組織が子供たち含めてできればいいなと思っていますので、そういった部分では、今後も広めていくような形で進めていきたいと考えております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 本当に森を愛するというか、教育長のお言葉の中に森に学ぶといますかね、そういうお言葉もありましたけども、そういう子供たちを育成していくことが、将来的に森林を守っていくということにつながっていくであろうと思いますので、ぜひ、その点での努力をしていっていただきたいというふうに思います。

まだまだちょっと、この子供の育成については、教育長ともいろいろ論議をしたいところでありますが、時間の関係で今回はこういうことで終わらせていただきます。

大きな項目の2番目の質問に入らせていただきます。

新バイオガスプラントについてであります。

その1点目として、新バイオガスプラント建設の計画が進められています。

予定建設費が24億6,000万円。資金は補助金7億3,000万円、自己資金4億3,000万円、借入金13億円となっており、自己資金の30%を地元、つまり町と2農協、JA中春別とJA道東あさひが負担するという説明がありました。

町の負担分はいくらになるか、教えていただいきたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） お答えいたします。

町の負担金ということでございますが、自己資金の30%は地元で持っていただきたいという要請があります。金額にしますと1億2,900万円というふうになります。

この金額を、町、道東あさひ農協、中春別農協の3者で負担すべく検討中ではありますが、負担金については決定していないため、町の負担分についても決定をしていないというのが現状でございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） では、2番目の質問に入ります。

固定買取制度、いわゆるFITの認定設備については補助の対象にならないという説明がありました。

今回の場合、具体的にはどのようになるのかを説明いただきたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） お答えいたします。

バイオガスプラントから発電された電気を固定価格買取制度、FITとっておりますが、その対象として、調達価格は税込みで40.95円、キロワット当たりです。

調達期間は20年ということで、この適用を受ける現計画では、発酵槽それと脱硫等のバイオガス精製装置、それとバイオガス移送用の送風ファン、バイオガス発電機、バイオガス貯留設備、これらが補助対象から外れるということになっております。

固定価格買取制度とは、発電した電気、つまり環境に優しく、大きな可能性を秘めたエネルギーを、その地域の電力会社が一定の価格で買い取ることを国が約束する制度です。

この適用を受ける場合、発電に関連する部分については固定価格買取制度によりまして、他の電気よりも高い単価で購入するということになっております。

さらに、発電に関連する部分の建設費に対して補助金を出すということになりますと、その部分は二重に補助金を出すという形になるため、補助の対象とはなっていないというのが現状でございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 確認をしたいのですが、補助対象にならない、今る述べられたそういう設備等に関しては、それは補助の対象にならないと、補助の対象になるものの補助金が7億3,000万円という考え方でよろしいでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） そのとおりでございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） では、3番目の質問に入ります。

事業規模についてですが、家畜排せつ物を1日300トン、55度の高温発酵処理することになっております。

中西別のバイオガスプラントの処理量の6倍であり、計算上では農家50ないし60戸分のふん尿を毎日集めるということになるのではないかとこのように思います。

これでは、ふん尿と消化液を運ぶために膨大なエネルギーを使うことになり、エネルギーの浪費をやめようという世界的な流れですね、そういう流れと逆の方向に行くことになるのではないかと思います。

その点をどう考えておられるかお聞かせください。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） お答えいたします。

例えばですが、ふん尿10トンを10キロ先から輸送したときの消費燃料、それと消化液を肥料として返送するときの消費燃料、さらに車を配車するときの燃料、そういったものを加えますと、10トンのふん尿を取り扱うのに最大トラックで20リットルくらいの軽油を消費するということになります。

これに對しまして、ふん尿10トンをバイオガスにして発電した場合、約400立方メートルのメタンガスが発生しまして、それによりまして850キロワット程度の電力が得られます。

この850キロワットの電力を軽油にして発電して補うためには、軽油約200リットルが必要となります。

このため、20リットルの軽油を使用して200リットル分の電力を発生させるということが出来るため、約10倍のエネルギーの削減効果というふうになるものと考えております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 10トンと10キロメートルという、そういうことでの前提の話ですよ。

ただ、この農家五、六十戸分のふん尿を集めるということになると、その範囲でおさまるのかどうかということにもなります。

私が言いたいのは、そういうことよりも、もっと小規模にすることでエネルギーの浪費を抑えるという方向にならないのかということなのです。

これほど巨大な施設をつくって、本来であればもっと小型の施設によってエネルギーの浪費を抑えられるのに、それを巨大な施設にして、本来使わなくてもいいエネルギーを使っていくということになるのではないのかということ指摘しているわけですね。

1点目は10キロメートルということが前提だったので、それ以上にはならないのだなということが1点と。

それから、もっと小型にすることでエネルギーの浪費を抑えるということにならないのかということをお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） お答えいたします。

今回の計画につきましては、一番遠いところで10キロを超える農家もごぞいます。基本的には5キロ前後の農家、5キロから10キロの範囲内で、ほとんどの農家がおさまるといふような計画になっております。

それと二つ目の御質問に関連するのですが、小規模に抑えてエネルギーの消費を抑えるというお話でしたが、小規模に抑えるのが今回の計画でもそうですが、やはり搬送費、運搬費が一番遠ければ遠いほどかかるという形になります。

ですから、小規模に抑えて計画を組むという考え方もあると思いますが、今回、民間の会社がこのような計画を持ち込んできておりますので、その中では小規模では収支が成り立たないと。

前にもお話ししましたが、1日当たり300トン処理を考えているといった中では、小規模の範囲内では計画が成り立たないということで、今回については少し広めの範囲というふうになったというのが現実でございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） その搬送料の問題が一つ大きなネックになっているということで、たしかプラントと農家の中間点あたりに、サテライトを設けるということになっていたというふうにお聞きをしましたが、それがそうではないという方向になったという説明もありました。

一体、それはどういうことかということの説明をお願いしたいと思います。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） 今回の計画につきましては、農家の方が参加していただいて、ふん尿を出していただくというのが大前提でございます。

そうすることによって、農家の方も負担が発生してきます。

それを考えたときに、当初サテライトというお話はなかったのですが、農家説明会をやっている中で、ちょっと遠い農家については中間にそういったものが欲しいという話があったのですが、それを参考として負担金をそれぞれシミュレーションした結果、思った

ほど高上がりといいますが、負担金が若干多目になったということで、再度、農協、農家の方とお話した結果、サテライト方式については負担が多過ぎるということで、その件については取りやめをいたしまして、サテライト2基を場外に考えていたのですが、それがだいたい2億弱の工事費になりますので、それらをやめて、すべて農家の負担軽減に充てたということでございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 費用がかかるのでサテライトというふうに考えたが、それも費用がかかるというようなことで、全体的にどうも大変この課題が大きい感じがしてなりません。

4番目の質問に入ります。

計画では、産廃系食品残渣物を1日5トン投入して運転するということになっていきます。具体的には、どのような残渣物を、どこから持ってくる予定になっているかをお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） お答えいたします。

産業廃棄物を投入するためには、施設の産業廃棄物処理場としての許認可というものが必要になります。

この業の許可を得るためには、施設が完成した後に申請をするということになりますが、現在のところ残渣物の種類、また、どのような場所から持ってくるのか等については、まだ決まっていないというふうに聞いております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 中西別のバイオガスプラントでも、残渣物を利用してエネルギー効率を高めると、牛のふん尿だけではエネルギー効率が低いので入れるということで、これが非常に重要な構成要素になっているわけです。経営上も。

そのところで、競合するということになりはしないかということをお心配するわけですが、まだ計画は立っていないということでもありますから、一体どうなるのかなという心配もあります。

5番目の質問に入ります。

この施設を利用できるふん尿処理量なのですが、例えば国営かん排などの事業、そういう補助事業を使った場合に、各農家が3カ月分以下でなければならないという説明がありました。

オーバーすることはないのかと、もしオーバーした場合はどうなるのかということをお聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） お答えいたします。

農家説明会の中で、ふん尿を各農家からは基本的に3カ月分を集めますという説明をしてきました。

これは、平成16年11月1日付で施行されました家畜排せつ物法を遵守するため、各農家は施設の整備を各種補助事業等で整備を実施してきました。

各種補助事業で施設整備を行った場合には、ふん尿を全部バイオガスプラントへ持っていきますと、施設が遊休化状態となることにつながってきます。そうなりますと、適化法

に抵触することも考えられます。

そのため、凍結時期の長い当地域においては、ふん尿貯蔵施設の容量不足等の問題から、昨年からはらほら出ていますが、春先のふん尿流出事故等を未然に防ぐという意味から、基本的に3カ月分を収集するというふうに考えています。

よって、補助事業で施設整備をしている農家につきましては、貯蔵施設を有しているはずであるため、基本的に3カ月分以内を収集することとしまして、補助事業以外で施設整備をした農家分のふん尿については、農家が希望したふん尿量を収集するというようにしております。

また、国営かんがい排水事業のように、スラリーの処理施設は事業で整備できますが、育成牛の堆肥の処理については事業で整備ができないため、バイオガスプラントで処理を行うことは可能というふうにしております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） お聞きをしたのは、オーバーすることはないのかと、もしオーバーした場合はどうなるかということをお聞きしたのです。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） 意味合いがもし違っていたら、また御質問いただきたいのですが、施設整備をしているはずですから、必ずそれなりの貯蔵施設は持っているはずなので、オーバーというのは3カ月以上、農家が希望した場合という意味かなと思うのですが、その場合には補助事業でやったところは3カ月以上はだめですと。そのかわり、補助事業以外でやっているのであれば、3カ月以上であっても受け入れますということでございます。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 3カ月をオーバーするようだったら、もうそれは入れられませんかよということになるわけですか。

そこをちょっと確認します。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） お答えします。

補助事業で整備をした施設を持っている農家については、基本的に3カ月以上を受け入れるということではできません。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 6番目に行きます。

運転開始後、何らかの理由で企業が撤退することは絶対ないのかということでありませぬ。

町当局に撤退はないという確証があるのかないのか、そこをお聞かせ願いたいと思ひます。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） お答えを申し上げます。

まず、バイオガスプラントにつきましては、先ほどもお答えをした中で特別目的会社、SPCを設立し、運営をするということでございます。

SPCには、先ほど御質問がありました負担金に関連をいたしますが、町及び2農協が参加するよう要請をされております。仮に参加する場合を想定して、三井造船株式会社、

町、2農協の中には株主間協定の検討をしております。

企業が撤退することは絶対ないのかということですが、そういうことを絶対ないとは言い切れないところであります。

しかしながら、この協定の条項におきまして共同事業者、これが仮に三井造船、町、2農協、その間における事業会社の業績悪化時の対応でありますとか、債務不履行のときの強制売却権等について、この協定の中に記述することで、一方的な撤退については防げるものと、そのように考えております。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 仮に撤退するということになっても、一方的なことはさせないというようなお話でしたけれども、一たんこの事業が始まって農家が参加することになれば、言葉悪いかもしれませんが、もう後戻りができないわけですね。別な施設をつくるとか、そういうふうにはしない限りですね。これは、後戻りできないような事業に農家の皆さん方が参加していかざるを得ないといえますかね。

だから、絶対撤退させないという決意がなければ、これは始めるべきではないというふうに私は思っているということでもあります。どうも、そこら辺の確証はないということでもあります。

7番目に行きますけれども、運転開始して15年後に町に移管するとの説明がありましたけれども、町をひいては町民の負担になりかねないと思います。

始めるからには、最後まで企業に責任を持たせるべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） お答えいたします。

今回のバイオガスプラントの運営につきましては、先ほど中村議員の御質問にありましたけど、固定価格買取制度における調達価格、調達期間、これらによりまして運営をしていくということになっております。

S P C、特別目的会社では、バイオガス建設に関する借入金、先ほど申し上げましたけれども約13億円、これらは8年でとりあえず完済をします。さらに、減価償却についても15年目で終了すると。そして、16年目に町または町の指定する法人に対して売却することについてということで、株主間協定というものも検討を現在しております。

S P Cには、始めるからには最後まで責任を持って実施してもらおうという考え方もあるとは思いますが、三井造船、民間としては固定価格買取制度、その期間が終了する5年前に町など地元売却して、その中で町、農協、農家等関係者、それらの方々が環境対策というものをみずから考え、みずからの手で長い期間、バイオガスプラントの運営を継続してほしい、それがための方策というふうに聞いております。

先ほど申し上げましたけど、三井造船は15年後には施設の売却等も検討しておりますが、15年目以降についても、施設の運転管理については、かかわっていく予定というふうに聞いております。

また、概算ではございますけども、収支計画では、1年目の平成27年から15年目の平成39年までの純利益というものは合計で約10億円強、さらに、16年目から20年目までの5カ年間、合計で純利益というものは数億円というふうに推定しています。

民間会社としましては、この数億円、これらを利用して21年目以降、F I Tがどうなるかわかりませんので、21年目以降、地元関係者でバイオガスプラントの長い運営を望

んでいるということでございます。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） どうも老朽化した施設を取らぬタヌキの何とやらの計算の上でやるということは、非常にリスクが大きいというふうに考えざるを得ません。企業の御都合主義に巻き込まれないようにしていかなければいけないのではないかというふうに考えます。

あくまでもですが、始めるからには最後まで企業に責任持たせると言うべきであるというのを重ねて申し上げて、3点目の質問に入らせていただきます。

3点目です。

異常気象から基幹産業の生産と経営を守る施策についてであります。

この秋は、台風や低気圧による被害が相次ぎました。農道や農地、農家の私道または施設が壊され、さらに停電にも見舞われて集荷や営農に支障が出ました。中には、深刻な状況が生じた事例もあります。

今後こうした異常気象がふえるとも言われています。

今までに考えられなかったような集中豪雨や暴風に襲われることも、ある程度予測しなければならぬ事態だと思えます。

これらを踏まえ、農業とともに漁業も含め、異常気象から基幹産業の生産と経営を守る特別な施策を準備していくという、そういう必要があると思えますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） お答えいたします。

今日の別海町の酪農は規模の拡大に伴いまして、乳牛の飼養管理施設の装備も大型化し、大容量の電力を必要とするようになりました。

そのため台風や豪雪、強風などに伴う気象災害において、私道を含む輸送道路の損壊や電気の供給が断たれ、さらにそれが数日に及ぶということになりますと、その対応策が講じられなければ、管理の恒常化が求められる乳牛や生乳に多大な損害を及ぼすことになります。

これらの危機対応には、農業者、集落単位、農協、行政機関が、それぞれ果たす役割を再確認する場を設ける必要があるというふうに考えています。

このことから危機レベルをどう想定するか、有識者などを入れた関係機関及び関係団体による課題、それらの検討、そういったものが必要であるというふうに考えております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） 基本的な点で検討するという事は、そのとおりにやっていただきたいというふうに思うのですが、それをずっと何回も言うようで申しわけないのだけでも、その基本理念はいいのですよ。

具体的にどう進めるかということが問題なので、あえてお聞きしますけども、それはいつぐらいまでに立ち上げますか。

○議長（渡邊政吉君） 産業振興部長。

○産業振興部長（有田博喜君） 具体的にいつごろまでと言われても、期限を設定するこ

とはなかなかできないわけですが、ことしあたりでも台風あるいは地震等、そういった災害と申しますか、そういったことが起きた場合に私たちの分野としましては、各農協単位と申しますと夜中であろうと連絡はとっているのですが、なかなかその辺の連携がうまくいっていないということは農協の方にも言っております。

それについては、災害はいつ来るかわかりませんので、早急にそういったものを検討したいというふうに思います。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 中村議員。

○15番（中村忠士君） もしかしたら次回の一般質問で質問させていただくかもしれないので、ぜひ具体的に進めていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（渡邊政吉君） 以上で、中村忠士議員の一般質問を終了いたします。

ここで10分間休憩をします。

午前 11時22分 休憩

午前 11時32分 再開

○議長（渡邊政吉君） それでは、休憩前に引き続き一般質問を再開いたします。

次に、9番瀧川榮子議員。質問者席にお着きを願います。

なお、質問は一問一答方式であります。

○9番（瀧川榮子君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

一つ目です。

虐待防止に関する条例について。

日本国憲法には、基本的人権がうたわれています。

本町のさまざまな条例からも、その内容を尊重する条文を読み取ることができますし、また実行されていることは理解しているところです。

しかし、現実の社会においては、一人一人の人権が尊重されることなく、差別や人権侵害が存在していることも事実です。それは施設内に限ったことではなく、日常生活の中にもあると言えます。

子供や高齢者、障害者に対する虐待やいじめ、配偶者に対するドメスティックバイオレンスについては、特に憂慮される問題として、その防止や解決策が強く求められています。

それらを踏まえて、町として虐待防止に関する条例の制定が必要な時期に来ていると思います。

そこで、次の点についてお聞きします。

本町における虐待やいじめ、ドメスティックバイオレンスなどの現状をどのようにとらえておられますか。

○議長（渡邊政吉君） はい、福祉部長。

○福祉部長（佐藤次春君） それでは、私のほうからお答えいたします。

虐待等の事案について調べてみましたが、障害者虐待、高齢者虐待、児童虐待、DV、いわゆる配偶者等への虐待、また、少し趣が異なりますが議員の質問にもありました、いじめ問題、これも学校、職場、セクハラ、パワハラなど、その種類が多いことを改めて認識いたしました。

代表的な事例について申し上げますと、ことし4月に通報により報道されました障害者支援施設の入所利用者に対する職員の虐待行為は、私たちはもちろん、関係者や町民の皆さんに大きな衝撃を与えました。

この件につきましては、これまでも所管の常任委員会や全員協議会の中でも報告しているとおりですが、11件の通報があり、3件を虐待事案として認定し、根室振興局に報告しております。

高齢者の虐待に関しましては、平成23年度に相談が1件、平成24年度は相談件数6件で、虐待として対応した事案は、そのうち1件であります。これらの相談のほとんどはケアマネジャーからによるもので、家族や御本人からの相談は2件となっており、現在は落ちついている状況です。

児童虐待に関しましては、平成23年度に2件、平成24年度に3件、今年度3件の相談及び通報が、保健課あるいは学校等からありました。内容につきましては、ネグレクト育児放棄が主なものです。

また、配偶者からの暴力につきましては、平成24年度に3件、今年度2件の通報がありました。いずれも終息をしております。

次にいじめについてですが、教育委員会が本年9月に調査した件数では、小中合わせて38件であり、すべて問題は解消しているが、今後も注意深く対応していくこととしているとの報告を受けております。

総体的には、児童虐待の相談件数では2件が現在も見守りを必要としている。そういう状況でございます。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 今、この件数を知らせていただきました。たくさん件数があるのか、それともたくさんでないのかということは、それぞれの認識によって違うと思うのですけれども、これは表面に出てくる件数だろうと思っています。

表面に出てこない件数というのは、まだあるのかなというふうに考えるのですけれども、二つ目として、町としては心の健康相談や子どもの人権110番、特設人権相談所など相談に応じる体制を整え、その情報は広報べつかいにも掲載されています。実際に利用されている方もいらっしゃると思います。

それらの相談を通じて得た虐待に関する問題に対して、解決に向けて考えなくてはならない共通した課題と言える内容について、把握されておられますか。また、役場内でそれらの情報共有はされているか、お聞きします。

○議長（渡邊政吉君） はい、福祉部長。

○福祉部長（佐藤次春君） お答えいたします。

まず、心の健康相談につきましては、うつ予防と自殺リスクの軽減を目的として、保健課で実施をしております。毎月3回、木曜日の午後で開催しております。

ことし5月から11月までの利用状況ですが、カウンセリングや子供の発達相談を中心に延べ52件、実人数にしまして23人の方からの相談となっております。

なお、今のところ虐待の相談はないという報告を受けております。

子どもの人権110番は、法務省が行っております全国一斉の電話相談ですが、件数及び内容については把握をしております。

また、特別人権相談所についても、釧路地方法務局の事業として実施されております。

が、別海町の人権擁護委員の皆さんがことし6月と12月に実施し、6月に1人相談に見えたという報告を受けております。

共通課題等の内容の把握についてですが、関係者会議等での議論からそれぞれのケースがありますが、共通するのは虐待行為を疑われる人は何をすると虐待になるのか、どうしてこれが虐待と言われるのか、そのことを理解していない。たたいても暴言を吐いてもないのに虐待と言われる筋合いはないと、このような思いがあるようです。

また、放棄や放置も虐待に当たるということをよく知らない。基本的に虐待とは何なのかという人が、かなりいるという認識を持っています。

役場内の情報共有ですが、まさにケースバイケースでありまして、例えば児童虐待であれば、各自治体に要保護児童対策地域協議会を設置することが努力義務とされております。

本町も福祉課が窓口になって、保健課、教育委員会、児童相談所や中標津保健所、さらには中標津警察署もメンバーとなって、相談や通報事案があればケース検討会議を開催し、情報の共有化を図っております。

高齢者や障害者、配偶者への虐待事案につきましては個々の法律に基づき、最小限の関係部署で情報共有して対処していると、そういう状況でございます。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） お話を聞いていまして、本当に改めて難しいものだなというのを感じています。

虐待しても、それを虐待している本人が認識していないというのは、子供のいじめから大人のいじめまで共通していることだと思うのですが、これは本当にお互いがそういうことを認識していない人たちに対して、自分たちがどんなふうにして対応していくかということを考える上で、大切なことになってくると思います。

今、言われましたように、自分が虐待していることを認識していない人たちに対して、町の相談窓口となっているところでは、どんなふうにしていけばいいかというようなことについて話し合われたことはあるのかどうか、お聞きします。

○議長（渡邊政吉君） はい、福祉部長。

○福祉部長（佐藤次春君） 先ほどの答弁の中でも申し上げましたけれども、高齢者、障害者、配偶者への虐待、それぞれ担当する窓口が違います。

障害者への虐待につきましては、唯一法律の中でですね、市町村障害者虐待防止センターを設置するということが明確になっておりまして、このことにつきましては、本町におきましても法律の施行と同時に、昨年10月1日に福祉課の中に設置をしております。

このことで申し上げますと、当然、個々の職員は関係機関あるいは関係する部署との対応について協議をしておりますし、高齢者のことで言いますと包括支援センター、権利擁護のことを担当する部署ですが、そこと、町長部局の高齢者対策担当というところでも情報共有はなされておりますし、対応についても協議をされているという状況です。

DVの関係等もありますが、町民課のほうになりますけれども、これもまた関係する関係機関と常々連携をとりながら、対応については確認をして行っているという状況でございます。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） ぜひ、しっかりとさまざまなケースに対応できるように、中で勉強していただければと思うのですが、三つ目の点として、虐待等防止法に関する条例の策定には、住民に対する協力の呼びかけや啓発が必要だと考えます。

12月8日には、障害者の権利擁護について考えようと題して、講演会がありました。

今後は障害者だけでなく、これまで以上に広く権利擁護のために学習の機会を持つことが必要だと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） はい、町長。

○町長（水沼 猛君） 瀧川議員の御質問にお答えをいたします。

ただいま議員のおっしゃったことですが、そのとおりだと思っております。

広く権利擁護についての学習機会を持つことは、必要なことだと考えております。

障害者の人権擁護の講演会は、先日、町と根室振興局の主催で、町民の方々や根室管内の関係者の方々を対象に実施をいたしました。

高齢者人権擁護に関しましては、平成20年に別海町成年後見制度利用支援事業実施要綱、それと別海町成年後見制度における町長申立に係る要綱を制定し、成年後見制度が広く利用されるよう取り組んでおります。

また、平成22年度と平成23年度に関係職種を対象とした研修会、それから平成24年度に町民を対象とした講演会を開催しております。

児童の人権擁護に関しましては、年明けの2月に保育園、幼稚園、学校と関係者を対象とした研修会を保健課の主催で開催する予定となっております。

このように人権擁護の学習をする機会はつくってきてはおりますが、残念ながら参加者限られている、そういう現状にもあります。

今後、いろいろな制度や機会を利用しながら、町民の皆さんに対する周知の方法も工夫をしながら、虐待防止の基本となります人権擁護の学習会の機会の充実に努めてまいり所存であります。

以上でございます。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 12月8日の講演会に私も参加いたしました。

大変意義のある講演会だと思って聞いていましたけれども、これは本当に、ある意味これからやっていかなければならないことを、大きくまとめて研修を受けるというような感じで、細かいところまで入っていくことはできていません。

研修を受けているというのは、やはり重ねて研修を受けるということで自分の中にさまざまなものが入っていくになると思います。一人の人が1回研修を受けたから、それで終わりということでは決してないと思います。

ですので、さまざまなところでのということもあると思うのですが、必要な部署で、そして必要な人たちが、一般の住民の人も含めて、重ねて学習する機会を持つということが必要だと思いますので、2月にもこういうふうにして学習会が開かれるということなのですが、もし一般の人たちも参加できるようなことでしたら、学習会の門戸を広げていただくということも必要だと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 福祉部長。

○福祉部長（佐藤次春君） ただいま町長から申しあげました2月の児童の人権擁護に関する研修会、これにつきましては、まず関係者の研修という位置づけにしております。

ただ、議員おっしゃられるとおりでですね、いろいろ研修の機会を広げていくということ

が大事だと思っておりますので、関係者の研修の後にでもですね、また広く町民の皆さんが参加できるような、そういう機会もぜひ検討していきたいというふうに考えています。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） ぜひ、検討をお願いしたいと思います。

四つ目です。

社会においては、障害者の方だけが虐待を受け苦しんでいるわけではないと考えます。

さまざまな世代の方がどんなことに苦しんでいるのか十分考慮し、解決していくためにも、虐待についての認識を高める上でも、虐待等の防止に関する条例を策定し、浸透させていく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 質問にお答えを申し上げます。

既に御承知のことと思いますが、これまで説明してきました、いろいろな虐待には、それぞれ防止に関する法律が制定されております。

公布の順に申し上げますが、厚生労働省関係で、平成12年に児童虐待の防止に関する法律、平成13年に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律、平成17年に高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律、そして、平成24年に障害者虐待の防止、障害者の擁護者に対する支援等に関する法律が、それぞれ公布されております。また、文部科学省の関係では、平成25年にいじめ防止対策推進法が公布されました。

このように各省庁、また、政策担当局ごとに法律がつくられ、施行されてきているところでございます。

該当する事案があれば、行政もこの法律に従って、粛々と進めているところでございます。

また、仮に条例を制定するといたしましても、実効性のある条例とするためには、虐待、暴力、いじめなどに関連する法律をすべて網羅し、さらには、北海道の条例等も十分理解しながら立案していくことが求められることとなります。条例制定を検討する、その前段としても、虐待防止の環境づくりが必要であると思っております。

まずは人権擁護について学習する機会、この充実を図りながら、虐待防止に対する理解を深めていくことが重要なことだと考えております。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 今の町長の答弁、本当にそのとおりだと思って聞いていました。

学習する機会をつくるということ、そして、虐待防止のための条例つくるには、環境づくりが必要だということです。

私も、さまざまな虐待についての条例に名前がついていて、障害者だとか高齢者だとかいうようなことで上に名前をつきながら、虐待防止ということになっているのですけれども、私はあえて、この条例の名前を高齢者とか、障害者とか、子供とのいじめとか、そういうふうにつけないで、ただ虐待防止ということにしました。

これは、本当に障害者だけ高齢者だけが虐待を受けているのではないということ、それから、その虐待というのは、通報があったという件数はあるのですけれども決してこれだけではないし、日常生活の中で自分たちが虐待しているかもわからないしということを感じるときがあります。

本当に簡単なことではあるのですけれども無視してしまったとか、こちらがあいさつし

たのに何回あいさつしても返答がないとか、これも簡単に言えば虐待ではないかと思いません。地域の住民がどんなことが虐待なのかということ、しっかりと知ることの中で虐待を防止していく。自分たちが虐待したのではない、それぐらいにいいだろうというふうに、先ほども虐待をした側が、そういうふうにして思っているということもあるので、すけれども、そうではなくて自分で認識するために防止条例をつくって、住民の中できちんと考えていくというか、そういうことが重要ではないかと私は思いました。

ですので、ぜひ学習の機会をたくさんつくっていただいて、学習する中で、こういうこともきちんとしていかななくてはならないという環境づくりができ上がったときに、ぜひ、この条例制定に向けて動き出していきたいと思えます。

もう既に、さまざまな条例がある中でも虐待防止対策というので、条例に向けて動いているところもありますので、ぜひ、つくる方向に向けてということで、町長のほうから一言お願いします。

○議長（渡邊政吉君） 町長。

○町長（水沼 猛君） 条例については先ほども申し上げたところですが、まず、それらの前段としての虐待防止の環境づくり、それをしっかり現時点ではやるべきだと思っております。

したがって、それらの学習機会、議員おっしゃられるように多くの方がそういう認識を共有できるような地域を目指してですね、まずは取り組んでいく。そのことが大事だと思っておりますので、その後、それらについても、検討する機会があれば検討させていただきたいと思えます。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） この虐待については、本当にさまざまところで、さまざまな条例がつくられていることで重要なことになってきていますので、ぜひ前向きな検討をお願いしたいと思います。

次の質問に移ります。

教員人事異動後の実態についてです。

ことし3月議会で、小中学校教師の機械的とも言える人事異動による影響、結果がどのようになっているか、調査する必要があるのではという質問が出されました。

教育長からは、把握しなければならないという答弁とともに、問題が多いなどあれば道教委、管内学校長も含め協議しなければならないと思っておりますと答弁されています。

そこで、次の点についてお聞きします。

一つ目として、実態の把握について、どのようにされているのか、お聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（真籠 毅君） 瀧川議員の質問にお答えしたいと思います。

本年3月の議会におきまして、平成22年9月に改正されました根室管内教職員人事異動要領に基づく人事異動によって通勤者が増え、その影響があるのではないかの趣旨の御質問をいただきました。

実態の把握につきましては前回もお答えしておりますが、通勤者数並びに通勤時間等は、おおむね把握をしております。

通勤による身体的影響、あるいは交通事故等を懸念された御質問と存じますが、学校長には日ごろから通勤者に限らず、教職員の健康状況の把握に努めるよう指導しているところであります。

教職員の病気等につきましては逐次報告がありますし、また安全運転の遂行につきましても全職員努めておりますが、事故等が発生した場合には報告をいただくこととなっております。

いろいろな事情の中で通勤されている教職員については、御苦勞も多いことと思いますが、管内の学校教育の充実振興と、多様な地域間交流を異動の方針とした人事異動実施要領の趣旨を理解した中で、勤めていただいているというふうに承知しております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） この3月の答弁でも、町外から別海町に勤務されている先生方、根室から11人、中標津から80人、標津から5人ということで、正職員全体の229名中96名が町外から別海町にこられているということでした。

中標津からでしたら、近いところの学校に行かれるということもあるのですけれども、根室からということになりますと、別海町まで来るのは本当に冬道とか大変なことだと思います。

教育長が今言われましたように、さまざま学校の教職員の資質の向上を図るとか、学校の活性化、そのために教員人事が行われているということなのではございますけれども、それでもなおかつ、この遠いところに勤務を続けなければならないということは大変なことだと思います。

これは教員のことだけではないのですけれども、何かあちこちに質問が飛んでいってしまいそうなのではございますけれども、教員の問題だけではないと思うのですけれども、基本的に子供たちに対して勉強をさせていく先生方が、長距離通勤によって自分の体力とか、ストレスとか疲れなどで学校に行き、次の日にやる教育の準備なども、なかなかうまくできなくなるというようなことも、ちらほら耳に入ってくる現状があるのですけれども、そういうことに対しては、どのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員に申し上げますが、質問をもう少し簡潔明瞭に、わかりやすくお願いいたします。

答弁者、大丈夫ですか。

では、教育長。

○教育長（真籠 毅君） 長距離通勤の先生方の部分の話になってきますけれども、先ほど述べましたように、25年度につきましては、根室管内で5校が閉校になった影響も当然あります。

その中で、やっぱり根室から異動してくる先生方もふえてきたということで、通える範囲ということで、なるべく近くの上風連小学校ですとか、別海小中学校のほうに来ているのですけれども、運転になれている先生がいたり、ふなれな先生もいると思います。

そういった中で、そういった部分の心配をされるということは、当然あると思うのですけれども、何分、根室管内に限らず、全道的には本当に大変広域な地域ですから、ある程度の長距離の移動というのは、やむを得ないのかなという部分も実はあります。

そういう適正配置を含めての話なものですから、なかなか先生方の要望どおりにはしていないのが現実であります。

ただ、何でもかんでもそういうふうに行っているかということ、そういうことではなくて、今回も異動の中の部分に、私も初めて触れさせてもらいましたけれども、その中にはやっぱり家庭の事情ですとか、どうしても長距離通勤になると、自分の両親の病気の介護です

とか、子供さんの病気にかかるものとかという部分では、当然配慮しなければならないというふうになってきますので、そういった部分については、私どものほうから教育局の局長、次長含めてですね、面談があったときには強く要望しているところであります。

公平性を保つためには、できるだけ皆さんがバランスよくいくということにせざるを得ませんので、特定の人だけ、長距離の部分だけを優遇するという話もなかなか難しいというところで、御理解をいただければと思います。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） また逆に戻ったりしてしまう質問になるときがあるかもわからないので、次の2番目の質問に移ります。

教師は事務処理も多く、子供と向き合う時間が本当に少なくなっていると聞きます。

教師が学校内において、子供と向き合う勤務時間以外の実態はどのようになっているのか、お聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 教育部長。

○教育部長（藤原繁光君） 私のほうからお答えいたします。

教職員の学校内における実態ということでございますが、児童生徒と直接かかわること以外、さまざまな業務があります。

例えば、教務の面では授業のほか、授業の準備、教材の準備、テストの作成から結果の集計・分析、成績の管理、通知表の作成などです。このほか、校務分掌に基づく教務・生徒指導・研修等の業務、学校行事やPTAの業務、もちろん部活動や保護者の対応等と、さまざまな業務を行っております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 自分たちが子供のころのことを言えば、もう本当に何十年も前になってしまうので、そこまでということではないのですが、子供たちと先生が昼休みとか、お休み時間に一緒に遊んだりするという光景はよく見られていました。

しかし、今お聞きした中でもたくさんあるのですけれども、つい最近になって、先生方が業務として非常に時間をとられる業務、追加されたものがあるのかどうか、お聞きします。

○議長（渡邊政吉君） はい、教育部長。

○教育部長（藤原繁光君） 瀧川議員も御存じかと思いますが、新学習指導要領等が改正になりまして授業実数も膨大になったと、あるいは教科もふえた、ダンス等もふえた。

そういう中で教員が制約されている時間が結構多くなって、多忙をきわめているという実情はあろうかと思えます。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 多忙をきわめているというところで、先生の声が本当に聞こえてくるのかなと思うのですけれども、すべての教師に共通することではないかもしれませんが、次の日の通勤時間が長いということで、次の日の学習準備にも支障が出るという話も聞いています。

それは教師というよりも、子供たちが大きな代償を払うってということにもなりかねません。

教育長は、教師の生の声を聞く必要があるというふうに言われていましたけれども、どのような教師の生の声をお聞きになったのか、お聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（真籠 毅君） お答えします。

ことしになって、私も初めてなものですから、幼稚園、小学校、中学校、それぞれ多くの授業を見させていただきました。公開授業ですとか、根室教育局の指導官、あるいは指導主事の訪問等に同席して、多くの先生の授業を実は拝見させていただきました。

どの先生も、児童生徒の理解度を高めるためにはどのような授業づくりが必要かということで、指導や意見を真摯に受けとめて前向きに取り組んでいる。そういう姿がありました。

教育委員全員で学校訪問なども行ってありますが、なかなか個々の先生方と意見交換する時間はとれておりません。

来年につきましては、これは11月の校長会で、私のほうから4項目ほど提案させていただいた中の一つなのですけれども、夏季休業、要するに夏休み期間中で子供さんがいないときに教職員は勤務しているわけですから、そのときにぜひ、各学校回ったときに時間をとっていただいて、全部の職員といろいろなディスカッションしたい、コミュニケーションをとりたいということを提案しております。

そういったことで来年度につきましては、そういった意見交換をする機会を持ちたいなというふうに考えております。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 来年の夏休みに先生方に話を、生の声を全教職員から聞きたいということを提案しているということで、これは提案はされているのですが、実行される方向性はもう確実でしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（真籠 毅君） 当然、今、私のほうから校長会のほうに提案をしておりますので、その回答はいただいていませんけれども、教育委員の皆さんともお話をした中で、私だけでなく教育委員さん、それから教育委員会の職員、事務方のほうの幹部職員を含めて、一度回りたいという話をしてまいりますので、多分、賛同していただけるというふうに私は思っております。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） さまざまな声があると思います。ぜひ実行していただいて、たくさん先生の話を聞いていただきたいと考えます。

四つ目です。

別海町には根室から、これは先ほど言いましたが、別海町に入ってこられている先生のごことは先ほど言ったのですけれども、別海町から町外へは8名の方が通勤していらっしゃるということで、近い町外もあるのでしょうけれども、野生動物も多く、寒冷でつるつる路面となるこの地域で、運転はいつでも危険というのはつきまとうし、事故もつきまとうということがあるので、長距離運転になると、さらに危険度が増すということがあります。個々で交通ルールを守るというのは当然なのですけれども、連日の長距離通勤による疲労も聞かれています。

通勤による事故などは報告されたというふうにしてお聞きしていますけれども、どれぐらいの事故が起こっているのか、お聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 教育部長。

○教育部長（藤原繁光君） 通勤中の事故ですが、平成24年度から今年のこれまでに、

4件の報告がございます。

24年度につきましては、雪道でハンドルをとられたという自損事故が1件、他車に追突されたという物損事故が1件、25年度につきましては、4月の降雪時にハンドルをとられて道路を逸脱した自損事故が1件、シカとの衝突後、他車に追突された事項が1件となっております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 本当にシカとか、いろいろなところにおりますし、ハンドルをとられるときも多々あると思うのですけれども、これは近い距離の通勤だったのでしょうか。それとも長距離通勤による事故だったのか、そのところをお伺いします。

○議長（渡邊政吉君） 教育部長。

○教育部長（藤原繁光君） 通勤中の事故であるかということでしょうか。

それでありましたら、この4件につきましては通勤途中での事故でございます。

ちょっとお待ちください。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員、今の質問をもう一度ちょっと明確に言ってください。

○9番（瀧川榮子君） はい。今、事故の件数を4件とお聞きしたのですけれども、近いところの通勤だったのか、それとも長距離での通勤だったのかということですか。

○議長（渡邊政吉君） 何キロを想定して近いと言ったらいいのでしょうか。

町外・町内でいいのですか。

○9番（瀧川榮子君） はい。それでいいです。

○議長（渡邊政吉君） ではそのように、町内か町外でお願いします。

教育部長。

○教育部長（藤原繁光君） 町内が1件、町外が3件でございます。

○議長（渡邊政吉君） はい、瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） わかりました。

学校の先生方に安全運転してくださいと言っていくということも必要ですけれども、やはり長距離になると、少し事故の件数がふえるのかなということも、しっかりと心の中に入れていただきたいと思います。

5番目として、人事異動に向けてなのですけれども、全教職員から異動希望の調書をとって、個別に面談を実施しているということが言われています。

ことしの異動は余りにも機械的で、学校によっては、校長、教頭、事務長が全員異動になって混乱を来したという事例も聞いています。

個別面談し、教育局に状況を伝え、個々の内容を考慮の上、人事を決定するということが大変な作業を伴うことと思われませんが、公平に、いろいろな特別事情というものもあるとは考えるのですけれども、それを考慮した上でも公平に行うことが必要だと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（真籠 毅君） お答えいたします。

今年度の異動についてですけれども、機械的であり、その結果混乱を来したという指摘でございますが、たしかに本町18校のうち、今年度は5校で管理職が同時異動ということになりました。

管理職が同時に異動することは余り好ましいことではないと考えておりますが、先ほど

言いましたように、本年3月に管内では5校が閉校するなど、諸々の事情があったものと推察しております。

管理職が同時に異動することによって、地域あるいは保護者の皆さんが御心配されたということも伺っております。

異動した管理職及び在校の教職員の努力、または地域保護者の皆さんの御協力によって、本当に円滑な学校運営なされているというふうに承知しております。

御指摘の中にありました、混乱を来したという話は、私のほうでは実は聞いておりませんので、御了承願いたいと思います。

なお、人事異動につきましてですけれども、公平に行われることが必要なことは当然でありますし、また、そのように行われているというふうに私のほうでは認識しております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 学校によっては校長、教頭、事務長が同時に異動する。先ほど教育長も言われましたように、5校で同時異動があったということです。

校長、教頭、事務長がいなくなる、変わるということは、学校の中の大切なことを把握している人が全くいなくなるということの中で、異動してきた人は前向きに自分の仕事をしていくということなのでしょうけれども、そこで一緒に働く教職員にとっては、大変自分たちの中で混乱したということが聞かれています。

ですので、ことし5校もこういうことがあったので、ぜひ来年はこういうことのないようにしていくということも、教育長のほうからも言うていただく必要があるのかなと思います。

人事異動については、公平にされているということなのですが、教職員の方の中でアンケートがとられたと聞いています。そのアンケートの中では、人事異動がなかなか公平には行われていないのではないかとということが、たくさんの声の中から聞かれています。

全教職員から異動希望の調書をとっているのですが、それが全部生かされるということは、それはないと思うのですが、せめてその中で、先ほど教育長も言われたように、個別の事情というようなことは十分考慮していただいて、教育局のほうに伝えていただく必要があるのかなと考えています。

六つ目として、人が輝く、笑顔あふれる町は、第6次別海町総合計画の中にある言葉です。

人が輝ける教育をするには、子供も教師もゆとりが大切です。

また、自分が住みたい町で安心して仕事ができるというのは、教師だけの願いではありませんが、自分の力を発揮できる場がそこにあるというのは、地域住民にとっても、とても心強いことだと考えます。

新しい年を目の前にして、また人事異動の時期がやってきます。教育長として、この間、問題が見えたことはどんなことがあったのか。

また、その解決に必要なことはどんなことなのかとお考えか、お聞きします。

○議長（渡邊政吉君） 教育長。

○教育長（真籠 毅君） お答えいたします。

先ほども話しましたが、2月に私が就任してから今日まで3園18校、すべての学

校で授業や諸行事を見させていただきました。どの学校も、どの先生も、別海町の子供たちのために努力している姿を見て、心強く感じたところです。

人事異動に関する御質問でございますが、官民を問わず人事異動が伴う職種は多くあると思います。教職員もちろん、その中の一つであります。

異動によって苦勞される部分はあると思いますが、さまざまな教育課題に取り組んでいくためには、バランスのとれた教職員構成に近づけることが大切な要因となってきます。

また、地域間の交流によって、前任地での経験を教育の場の実践で十分生かすことが、管内全体の教育の底上げにつながっていくものと考えております。

そういったことを念頭に置きながら、今回の人事については、私のほうでも責任を持って進めさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（渡邊政吉君） 瀧川議員。

○9番（瀧川榮子君） 地域の人たちというよりも、こういうふうにして人事異動のことについてということになれば、ほかの方から見れば教職員のわがままというふうにしてとられる可能性もあるということは、教職員の方も重々承知されていることと思っております。

ですけれども、児童生徒の教育に直接かかわる教職員が、自分の持っている力を最大限に発揮して教育できる条件を整えていくためには、さまざまな内容というか、教育長も御存じだと思っておりますけれども、さまざまな問題を乗り越えていく必要があると思っておりますね。

そして、地域の人たち、保護者の人たちと信頼関係を築いていくということも、本当に大切なことになってくると思っております。

そういうことから考えても、どこにどういった教師が必要なのか。この教師が本当に異動する必要があるのかというようなことを、ブロックの中でのくると、そのところ三つ必ず回っていかなくてはならないということの中で年月が制限されて、そして、もっと残って、ここで頑張っていきたいという先生方までが違うところに異動しなくてはならないということも起こってくる可能性もありますので、ぜひ、8月の先生との話し合いの中では、しっかりと内容を聞いていただきたいと思っております。

以上で、質問を終わります。

○議長（渡邊政吉君） 以上で、瀧川榮子議員の一般質問を終了いたします。

これで、一般質問を終わります。

◎休会の議決

○議長（渡邊政吉君） ここで、お諮りします。

議案審査及び調査のため、12月12日の1日、休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊政吉君） 異議なしと認めます。

したがって、12月12日の1日、休会とすることに決定しました。

◎散会宣告

○議長（渡邊政吉君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会します。

なお、12日は各常任委員会が午前10時から開催されますので、よろしくお願いいたします。

皆さん御苦労さまでございました。

散会 午後 0時25分

上記は、地方自治法第123条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署名者

別海町議会議長

議員

議員

議員